

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師

功

<p>路 線 名</p>	<p>県道鴻巣川島線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡川島町大字一本木字火ノ 爪四一八番一地先から 同郡同町大字一本木字下裏通四 一七番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十年一月十六日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十九年三月二十八日 付け埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第四号で告示 した道路予定区域の供用開 始である。延長二七・一三 メートル。</p>